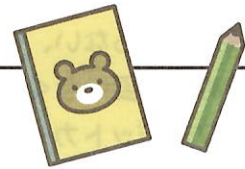


今知っておきたい！

## 若者の消費者トラブル



### 大学の先輩から「必ず儲かる」と誘われた投資話、 儲かるどころか消費者金融で借金をすることに！

大学の先輩から「必ず儲かる投資話に興味はないか。」と誘われたので、話を聞いてみることにした。そこで紹介された男性に「特別なノウハウが必要になる。」と言われ、50万円で情報商材のUSB購入を勧められたので、学生ローンで借金をして契約した。その後、USBの情報を参考に投資を始めたが、全く儲からないため騙されたのではないかとと思う。



こんなことに気を付けましょう

「情報商材」とは、インターネット等を仲介して販売されている、お金の儲け方などに関する情報のことです。ただし、その内容は購入して確認するまではよく分からず、得られる情報も期待していたものとは異なることがあります。

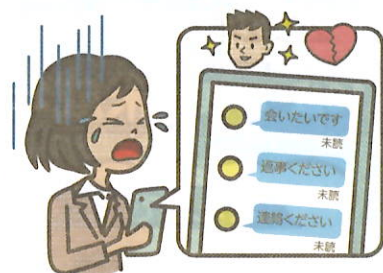
大学の先輩や高校時代の友達に誘われ、人間関係を優先して内容をよく理解しないまま高額な契約をしてしまうケースがよくありますが、断る勇気も大切です。

また、儲け話のために消費者金融から借金するのも絶対にやめましょう。

「必ず儲かる」や「誰でも簡単に儲かる」という甘い言葉には注意しましょう！

### SNSをきっかけにネットワークビジネスを 始めたことで大切な友達を失うことに！

SNSで知り合った男性から「ネットワークビジネスに参加して友達を紹介すれば、誰でも簡単に儲かる。」と言われた。これなら簡単にできると思ったので、複数のクレジットカードで借金をして販売用の化粧品等を購入し、友達を勧誘してみたが、誰にも相手にされず、その後、男性とも連絡が取れなくなった。



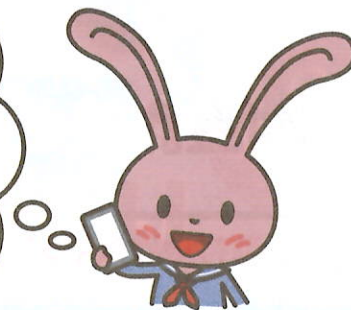
こんなことに気を付けましょう

「ネットワークビジネス」とは、自分が販売組織に加入して商品やサービスを契約した上で、友達などを誘って新しい会員にすると紹介料などをもらえる仕組みです。最近では、SNSやマッチングアプリ等で知り合った相手を勧誘するケースも多くあります。

知り合っただけで相手の説明をうのみにして、すぐに契約するのは危険なので、注意しましょう。また自身が友達を勧誘することにより、人間関係にヒビが入るなど、結果として大切な友達を失うかもしれません！

## 消費者トラブルが起きたときなど 相談できるよ!!

相談専用電話 **03-3410-6522**



### 「これはとてもお買い得」と思ったのに なぜか定期購入に！

インターネットの広告で「初回お試し価格980円」という除毛剤の広告を見つけたので、リンク先の販売サイトから申し込みをした。その後、2回目の商品が送られてきたので、その時に初めて定期購入と知った。一度きりの購入と思っていたので、解約したい。



こんなことに気を付けましょう

「定期購入」を条件に初回のみ安価に設定している事業者が数多く存在します。「初回お試し価格〇〇円」という表示があっても、実際の申込条件（定期購入など）を目立たない様に表示していることもあります。

インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売は、クーリングオフ制度の対象外なので、申込条件（定期購入かどうか）や返品特約（どのような場合に返品可能なのか）をよく確認しましょう。

### ★他にもまだある、若者の消費者トラブル★

#### トイレ詰まりの トラブル

●夜中に賃貸アパートのトイレが詰まり困ってしまった。スマホで見つけた修理業者が「数百円～」だったので修理を依頼したところ、約20万円の請求をされ、支払うまで帰らないと居座られた。

#### エステ契約の トラブル

●友達から「エステ無料体験」を紹介されたので、軽い気持ちで行ってみた。施術後に店員から「今日なら特別価格で契約できる」と執拗に勧誘され、結局高額なコースを契約するまで帰れなかった。

#### アパート契約の トラブル

●2年間住んだ賃貸アパートを退去することになり、部屋の補修費や清掃費等が合計で15万円だった。敷金が戻らないどころか追加で7万円を支払った。普通に生活していてもこんなに高額になるのか。

### ★官公庁の公式LINEアカウントからの情報もぜひお役立てください★

消費者庁 若者ナビ！



国民生活センター



試みに  
友達登録して  
みようかな？